源泉徴収簿への記入例

令和４年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 神田 税務署長

給与の支払者の名称（氏名）：○○○○　株式会社
給与の支払者の法人番号：1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7
給与の支払者の所在地（住所）：東京都千代田区神田錦町３－３

（フリガナ）あなたの氏名：ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
あなたの住所又は居所：東京都練馬区栄町23－7

保

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金の受取人の申告期間	保険等の契約者の氏名	年保険金等の受取人 氏名	新・旧・の区分	支払金額
●●生命	養老	10.3	山川 明子	本人	新	25,000
××生命	養老	10.3	〃	〃	新	80,000
					新・旧	
●●生命	介護	10.3	山川 太郎	山川 明子	本人	80,000
××生命	○○本金	30.3	山川 太郎	山川 太郎	本人	40,000
				山川 明子	〃	30,000
					新・旧	

		計算式Ⅰ（新保険料等用）⑥		計算式Ⅱ（旧保険料等用）⑦	
		A,C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
生命保険料の控除額	A	20,000円以下	A,C又はDの金額	25,000円以下	A又はBの金額
		20,001円から40,000円まで	(A,C又はD)×1/2＋10,000	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2＋12,500
		40,001円から80,000円まで	(A,C又はD)×1/4＋20,000	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4＋25,000
		80,001円以上	一律40,000円	100,001円以上	一律50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

生命保険料の控除額	A	25,000	①	22,500	③	40,000
	B	80,000	②	45,000	④	45,000
	C	80,000			⑤	40,000
	D	90,000	④	40,000	⑥	40,000
	E	30,000	⑤	40,000	⑦	40,000
						120,000

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	申告	保険等の名称、契約者の氏名、保険金等の受取人の氏名、保険期間又は年金の受取人の申告期間	新・旧の区分	支払金額
××火災	地震（建物）	5本	山川 太郎	新	42,000
			〃	本人	旧
▲▲火災	地震（積金）	10本	山川 太郎	新	14,800
			〃	本人	旧

⑧の うち地震保険料の金額の合計額	⑨	42,000
⑧のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	⑩	14,800
旧の金額 42,000円 ×3/4	（最高50,000円）	50,000
⑩の金額（⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑩ × 1/2＋5,000 円）	（最高15,000円）	12,400
地震保険料の控除額	（最高50,000円）	50,000

社会保険の種類	保険料支払先の名称	負担区分	支払金額	あなたが本年中に支払った社会保険料の金額
合　計（控除額）				

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合　計（控除額）	

（給与所得控除後の金額の算出表）

（九）

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	
6,372,000	6,376,000	4,657,600
6,376,000	6,380,000	4,660,800
6,380,000	6,384,000	4,664,000
6,384,000	6,388,000	4,667,200
6,388,000	6,392,000	4,670,400
6,392,000	6,396,000	4,673,600
6,396,000	6,400,000	4,676,800
6,400,000	6,404,000	4,680,000
6,404,000	6,408,000	4,683,200
6,408,000	6,412,000	4,686,400
6,412,000	6,416,000	4,689,600
6,416,000	6,420,000	4,692,800
6,420,000	6,424,000	4,696,000
6,424,000	6,428,000	4,699,200
6,428,000	6,432,000	4,702,400

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,548,000	6,552,000	4,798,400

（6,372,000円～20,000,000円）

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	
6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
20,000,000円		18,050,000円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

扶養控除等（異動）申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

令和４年分　給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄 乙欄

所属：経理課　職名：経理係長　住所（郵便番号 176-0006）：東京都練馬区栄町23-7
氏名（フリガナ）：ヤマカワ　タロウ　山川　太郎　（生年月日 明・大・昭・平・令 54年1月1日）　整理番号：8

区分	月区分	支給月日		総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の人数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1	20	590,000 円	90,093 円	499,907 円	5 人	8,420 円	円	8,420 円
	2	2	21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	3	3	22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	4	4	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	5	5	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	6	6	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	7	7	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	8	8	19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	9	9	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	10	10	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	11	11	21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	12	12	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	計	①		7,170,000	② 1,079,937	6,090,063		③ 109,860		
賞与等	6	6	10	900,000	136,575	763,425	5	（税率12.252％）93,534		93,534
	12	12	26	900,000	138,375	761,625	5	（税率 — ％）	過納 ▲153,594	▲153,594
								（税率 ％）		
								（税率 ％）		
	計	④		1,800,000	⑤ 274,950	1,525,050		⑥ 93,534	▲153,594	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月
還付又は徴収した税額	円
差引残高	円
月別還付又は徴収した税額	円
差引残高	円

扶養控除等の申告：特定扶養親族 1人（16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満）／老人扶養親族 1人（同居老親等）／その他 人／障害者等 1人／寡婦（夫）控除 有・無／勤労学生控除 有・無／配偶者の有無 有・無

区分	金額	税額
給料・手当等	① 7,170,000 円	③ 109,860 円
賞与等	④ 1,800,000	⑯ 93,534
計	⑦ 8,970,000	⑱ 203,394
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 7,020,000	所得金額調整控除の適用 有・無
所得金額調整控除の控除額（⑦≦8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0）	⑩ 47,000	（※ 適用有の場合は○に記載）
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	⑪ 6,973,000	
社会保険料の控除分 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫ 1,354,887	配偶者の合計所得金額
申告による社会保険料の控除分	⑬ 0 (※1)	400,000 円
小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0 (※2)	旧長期損害保険料支払額
生命保険料の控除額	⑮ 120,000	（ 14,800 円）
地震保険料の控除額	⑯ 50,000	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	— 円 (※3)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 1,860,000 (※5)	⑬のうち国民年金保険料等の金額
基礎控除額	⑲ 480,000	（ — 円） (※4)
所得控除額の合計額（⑧＋⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）	⑳ 4,244,887	
差引課税給与所得金額（⑪−⑳）及び算出所得税額	㉑ 2,728,000 （1,000円未満切捨て）	㉒ 175,300
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉓ 126,500
年調所得税額（㉒−㉓、マイナスの場合は0）		㉔ 48,800
年調年税額（㉔×102.1％）		㉕ 49,800 （100円未満切捨て）
差引 超過額又は不足額（㉕−⑧）		㉖ 153,594
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘
超過額の精算 差引還付する金額（㉖−㉗−㉘）		㉙ 153,594
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		㉚ 153,594
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額		㉛
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		㉜
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		㉝

（2,728,000 円 × 10% − 97,500 円）

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、上記の計算等を簡単に行うことができます。

令和４年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田 税務署長

給与の支払者の名称（氏名）：○○○○株式会社
給与の支払者の法人番号：1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7
給与の支払者の所在地（住所）：東京都千代田区神田錦町３－３

（フリガナ）あなたの氏名：ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
あなたの住所又は居所：東京都練馬区栄町23－7

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1　あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が132万円以下である場合は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
2　上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

◎「所得金額調整控除申告書」については、本来調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の給与収入金額の見積もりが850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円（給与：表Ⅰ(1)の金額）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		（雑：表Ⅱ(2)の金額）
	あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		6,973,000 円

○ 控除額の計算

利	✓	900万円以下	(A)
	□	900万円超　950万円以下	(B)
	□	950万円超　1,000万円以下	(C)
宅	□	1,000万円超　2,400万円以下	
	□	2,400万円超　2,450万円以下	33万円
	□	2,450万円超　2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ：A（表のA～Cを選択）
基礎控除の額：480,000 円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄（A～C）に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄の①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ）配偶者の氏名	基礎年金番号	生年月日
ヤマカワ　アキコ　山川　明子	2 2 1 3 1 3 4 4 5 5 6 6 7 7	5年 10月 5日

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	950,000 円	400,000 円（給与：表Ⅰ(2)の金額）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		（雑：表Ⅱ(2)の金額）
	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		* 400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ：
	①	②	③
	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超1,050万円以下
A	48万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円
C	16万円	13万円	13万円

	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	1,050万円超1,100万円以下	1,100万円超1,150万円以下	1,150万円超1,200万円以下	1,200万円超1,250万円以下	1,250万円超1,300万円以下	1,300万円超1,350万円以下	1,350万円超1,400万円以下
A	24万円	24万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円
B	16万円	16万円	12万円	11万円	9万円	7万円	4万円
C	8万円	8万円	6万円	6万円	4万円	2万円	1万円

区分Ⅱ：
	①	②	③
	48万円超95万円以下	95万円超133万円以下	133万円超
老人扶養親族	10万円	6万円	—
老人扶養親族以外	5万円	3万円	—

区分Ⅱ：②（表の①～④を選択）
配偶者控除の額：380,000 円
配偶者特別控除の額：　円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和４年分　年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

平成34年分　給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書　給与の支払者控除

（この申告書には、年間合計の金額が3,000 万円を超える方は適用できません。）

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者のお名前（法人名）	○○○○株式会社	あなたの氏名	山川太郎 ㊞
給与の支払者の法人番号（個人番号）		あなたの個人番号	
給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町 23－7

新築又は購入に係る借入金等の年末残高	居住の用に供した年月	当初借入金等の年末残高	増改築等に係る借入金等の年末残高	摘要
新築又は購入に係る借入金等の年末残高 ①			12,650,000 円	
居住用部分の家屋の取得対価の額 ②	平成26年3月12日	14,000,000 円	17,000,000 円	増改築等の費用の額 ⑤ 31,000,000 円
敷地又は土地等の取得対価の額 ③		120.00 ㎡ × 100 = 120.00 円	140.00 ㎡ × 100 = 140.00 円	増改築等の費用の額のうち補助金等の充当額又は居住用部分の割合 ⑥ 100
居住用部分の家屋の床面積 ④		㎡	㎡	増改築等の費用の額のうち補助金等の充当額 ⑦ 12,650,000 円
				増改築等の費用の額 ⑧ 12,650,000 円
				特定断熱改修工事等の費用の額 ⑨
特定取得による借入金等の年末残高 ⑩		当該書類による住宅借入金等の年末残高 ⑪		
12,650,000 円		6,973,000 円		
特定増改築等の費用の額（注2）参照 ⑫		備考		
特定取得又は特定増改築等に係る借入金等の年末残高（限度額いっぱい）（控除の（注2）参照） ⑬				
上限額 ⑭				
126,500 円				

◎この申告書の控除には当たっては、平成34年分の「年末調整のしかた」をよくお読みください。
◎この申告書の控除には当たっては、当該借入等を受けた年の翌年分の年末調整の際に、次の書類が必要です。
　下の欄の書類は、切り取らないでください。

平成34年分　年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書

176-0006
東京都練馬区栄町 23－7
山川　太郎　様

練馬 税務署長　財務事務官○○○○ 国税 印

左記の方が、平成 26 年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 27 年 10 月 16 日

新築又は購入した家屋に係る事項			適用を受けた年分に係る事項		
居住用部分の家屋の取得対価の額	㋑	平成26年 3月12日	居住開始年月日	㋓	年 月 日
敷地又は土地等の取得対価の額	㋒	14,000,000 円	増改築等の費用の額	㋔	17,000,000 円
居住用部分の床面積	㋐	120.00 ㎡	㋑のうち補助金等の充当額	㋕	円
敷地又は土地等の取得面積	㋒	120.00 ㎡	㋔のうち補助金等の充当額	㋖	円
			特定増改築等の費用の額	㋗	円
			上限控除額（限度額）	㋘	155,400 円

（平成26年中申告者用）

（令和４年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）	税額＝(A)×(B)−(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×５%
1,950,000円超　3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A)×10%−97,500円
3,300,000円 〃　6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A)×20%−427,500円
6,950,000円 〃　9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A)×23%−636,000円
9,000,000円 〃　18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A)×33%−1,536,000円
18,000,000円 〃　18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A)×40%−2,796,000円

（注）　1　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
　　2　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

（参考）　1　⑬欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
　　2　⑭欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
　　3　「⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。
　　4　「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。
　　5　⑱欄は、「令和４年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により求めた金額を記入してください。

年末調整のしかた・年税額の計算・過不足額の精算